

令和6年 福津市議会6月定例会 一般質問及び答弁

○榎本 博

1 地域拠点の整備について

1.津屋崎地区

④国の重要文化財に指定された豊村酒造の今後の取り組み

(回答)

豊村酒造旧醸造場施設については令和5年11月24日に国の文化審議会にて重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申され、今年1月19日付けで官報告示により国重要文化財に指定されたところです。

今後の重要文化財の保存と公開活用にかかるスケジュールについては現在、所有者であります一般財団法人津屋崎豊村喜三郎記念財団と福岡県と福津市の三者で協議中ではございますが、保存活用計画の作成、防災設備工事、耐震診断・補強計画、保存修理工事など、保存修理の事業は長期にわたることが予想されます。これらの事業を進めるにあたっては、所有者の意向が基本となりますが、建造物の修理工事は重要文化財指定後すぐに国の補助事業として採択されることは難しく、全国でも順番待ちの状態であるとの文化庁からのお話も伺っております。

今後については、まずは所有者としっかり話し合い、重要文化財の適切な保存と今後の公開活用に向けて関係者と協議を進めてまいります。

⑥史跡・名所の維持管理業務

(回答)

史跡・名所の管理については、基本的には所有者が管理するものとしています。しかし中には例外もあり、地域やボランティア団体が管理している所もあります。

世界遺産である新原・奴山古墳群を含む国指定史跡「津屋崎古墳群」については、景観の維持や年々増加している来訪者の安全に配慮するため、そして文化財保護意識の醸成のため、散策路も含めて地元で草刈清掃を委託しています。

○中村 清隆

1 幼稚園・認定こども園の預かり保育について

本市の保育ニーズの重要性は高い。国の幼児教育・保育の無償化に伴い新しく作られた新2号認定の補助制度があり、保育園で弾力的措置を取っても待機児童が多い中、幼稚園と認定こども園での預かり保育は、保育ニーズをしっかりと満たしていると感じている。そのうえで、様々な課題について、以下の点を伺う。

①新2号認定の補助金

(回答)

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育料が無償化となります。この「保育の必要性の認定」が新2号認定となります。この認定を受けることで、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて日額

450円、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

④幼稚園・認定こども園の預かり保育の認識

(回答)

「幼稚園」、「認定こども園の幼稚園部分」における預かり保育、中でも新2号の認定を受けている世帯の預かり保育は、就労などしている保護者の保育ニーズの一部を担っており、預かり保育により、市全体の保育需要の受け皿の一部となっていると考えています。

預かり保育は、保護者が就労などしている時間帯の、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるための重要なサービスであると認識しております。

3 中学校の部活動地域移行について

部活動の在り方を見直し、教員の働き方改革を進めるための今後の部活動の地域移行について以下の点を伺う。

①地域移行の課題

(回答)

部活動地域移行の課題としましては、令和8年度から休日の部活動を地域に完全移行するという国の方針が出ていますが、現時点で方向性が定まっていないことが課題となります。また、部活動顧問の先生方の働き方改革の側面、指導者や活動場所の確保など、解決や調整すべき課題は数多く存在しています。

②今後のスケジュール

(回答)

今年度のスケジュールは、部活動改革検討協議会を開催し、地域移行の方向性を審議し、どのような体制で進めていくかを決定することとしております。

③本市における部活動の強み・弱み

(回答)

本市にとっての部活動の強み・弱みについてです。まず、強みは、負担感はあるものの部活動に熱心な教員が存在していること、生徒数も多く活発に部活動が行われていることだと考えています。弱みとしては、強みと同じ要因ですが生徒数が多いこと、それにより活動場所が限定されること、部活動に不慣れな教員が存在することなどが考えられます。

④地域移行後の展望

(回答)

地域移行後の展望についてです。現在、検討中の事項で先のこととはわかりませんが、中学生がスポーツや文化芸術に触れ合える環境が整備されていることが最も重要なことであると考えているところです。

○戸田 進一

2 子どもたちの教育環境改善について

学校の過密のために子どもたちへ大きな負担がかかっている。過密解消のための新設校計画の他に、校区再編等についても検討されているが、さまざまな課題を抱えている。さらに、教職員の長時間勤務の実態は深刻であり、その影響はすべて子どもたちにしわ寄せがきている。教育環境改善のために、以下の点を伺う。

①福間南小学校などの過密解消及び校区外通学制度

(回答)

福間南小学校などの過密化緩和の対策として校区再編を検討しており、今年度中に方針決定を行いたいと考えております。

現在令和6年4月時点の児童生徒数等を用いてデータを精査中であり、それに基づき校区再編案を作成する予定です。なお、校区再編案を作成するにあたり、影響を受ける学校の教室の把握や、校区再編に付随して必要となるものの検討・関係課との協議等も行っております。

校区再編案や関係資料等の準備が整い次第、保護者・地元との意見交換会を行い、校区再編案に反映し、その後、総合教育会議や通学区域審議会への諮問等を行い、答申を踏まえ教育委員会としての方針を決定する予定です。

校区外通学制度については、過大規模校から過大規模校でない学校への校区外通学制度のことだと思っております。この制度は過大規模校となっている福間小学校、福間南小学校、福間中学校に通学する児童生徒、保護者が大規模校及び過大規模校ではない学校への通学を希望する場合に、通学を可能とするものです。校区外通学先の学校は、神興小学校、上西郷小学校、神興東小学校、福間東中学校となります。

令和4年に初めての募集を行い、令和5年度から当制度を活用した校区外通学が始まりました。この制度を利用して通学している児童生徒は、令和5年度は10人、令和6年度は令和5年度から通学している児童生徒を合わせて23人となっています。

②教職員の長時間勤務の緩和策。

(回答)

教職員の長時間勤務の緩和策につきましては、「福津市教職員の働き方改革取組指針」を定め、教職員の働き方改革や、時間外在校時間の削減になるよう取り組みを行っております。

令和5年度には福津市立小中学校管理規則を改正し、「教育職員の業務量の適切な管理等」の規定を設け、時間外在校等時間の上限を定めるとともに、学校長に「業務量の管理が適切に行われるよう管理する」ことを義務付けました。

学校長には、機をとらえて業務量管理について適切に管理すること、学校における業務の改善を行うことなどを指導するなどし、教職員の時間外在校時間の削減が行われるよう努めています。

3 教育委員会における行政運営について

①教育委員会議事録の不存在について

(回答)

教育委員会議事録の不存在の経緯につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、出席者の3分の2以上の多数で議決し、非公開としており、その部分の議事録は作成していないことによるものです。

令和3年の時点では、市議会に上程する案件を除き、非公開とされた内容を後に公開することまで想定しておらず、非公開案件の部分は議事録の作成も行わない運用となっていたためです。なお令和4年度に入り、情報公開制度の目的を踏まえ、さらに開かれた

市政運営を目指し、後に非公開判断する理由がなくなるものについては、非公開部分の議事録も作成することとし、時限非公開とする運用を行っています。

②財産取得の申出書及び市長からの答弁書の不存在について

(回答)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第4項で、教育財産の取得は長の職務権限であること、また同法第28条第2項で、長は教育委員会の申出をまって教育財産の取得を行うことが規定されていますが、申出の方法・内容、また市長からの回答書までは規定されていません。

教育財産取得の申出については、令和5年1月27日の教育委員会定例会へ教育財産の取得に関する申出の議案を上程し可決され、その後、教育委員会で審議した際に使用した具体的に取得部分を明示した資料(財産取得対象地の地番や地目、地積を明確にした一覧図とその位置図)を用いて、教育長が口頭で申出を行い、その申出を受け市長が教育財産の取得を行っています。

③新設校建設に関わる宮司地区説明会について

(回答)

5月25日宮司3区への説明会には45人程度、6月1日の宮司2区への説明会には30人程度が参加されました。

意見としては、なぜ洪水浸水・高潮浸水・ため池決壊の浸水想定がされている個所に建てるのか、10月に説明会を行ってからこれまでの期間が長い、子どもたちの学校状況を改善するために早く作ってほしい、川沿いの草刈り・進め方のプロセス、合意形成、災害が発生した際の補償などについて意見がありました。

○豆田 優子

2 市民と共に歩むまちづくりについて

本市では、新設小学校の建設が進められている。ふくおか市民政治ネットワークは、関連議案に賛成してきた。それは、令和9年4月開校を基本とするからである。「学校づくりはまちづくり」とは、総合教育会議の中で出された意見である。そこで、まちづくりの観点から以下について伺う。

①新設小学校の建設についての住民への説明

(回答)

新設小学校の建設に関しては、本市にとって約半世紀ぶりの学校という地域の象徴的建物を数年にわたり、大規模な予算をかけて建てる事業であると認識しており、学校は、まちづくりの大きな核であると考えています。

住民の皆様への説明につきましては、広報やホームページ、地元説明会等を行っていますが、住民の皆様が求めるそれぞれのタイミングでの説明は難しく、ご指摘も受けているところです。

引き続き、特定できる案件に関しては個別に説明や聞き取りを行い、理解を求め対応します。また、不特定多数に影響が出ると考えられる場合は、その影響の範囲や状況などに応じて、回覧や広報紙、HPなどを活用し周知・説明を行いたいと考えております。

②新設小学校の建設で影響を受ける住民への配慮

(回答)

最大浸水想定の影響調査結果によって浸水深に影響が出るという結果がでた箇所を含め、運動場や駐車場の計画高を下げ浸水高の軽減を図ること、学校敷地内降雨については、30年確率の降雨に対応できる調整池の整備、事前避難や施設整備によらない平時の点検・確認、内水浸水想定区域図を基に、浸水被害の発生状況や浸水リスク等を勘案して対応を検討します。

※事前避難や施設整備によらない平時の点検・確認内容
ため池の低水位管理、県への河川浚渫要望等のソフト面

○福井 崇郎

1 本市の障がいのある子ども等への支援について

1. 配慮を必要とする子どもの状況について以下の点を伺う。

⑤小学校における配慮を必要とする子どもの受入体制の整備と連携

(回答)

配慮を必要とする子どもの小学校への入学にあたっては、各学校の特別支援教育コーディネーターや教頭が、入学前の3学期に、保育園や幼稚園などに出向き、新入学する配慮を必要とする子どもの実態などの情報の共有を行っています。各園からの報告やふくおか就学サポートノートなどをもとに、校内支援委員会を開き、配慮を要する子どもの支援体制について検討され、入学後の受け入れ体制を整えています。

2. 医療的ケア児等およびその家族に対する支援について

③小中学校における医療的ケア児等の受入体制の整備

(回答)

現在、市内の小中学校において、医療的ケアを要する児童生徒は在籍していません。今後、医療的ケア児が小中学校に入学することも考えられますので、今のうちから適正な支援が行えるよう検討を行う必要があると考えています。

○佐伯 美保

1 盛土造成での新設校建設における周辺地域への影響評価と安全対策、住民との合意形成について

学校施設は、子どもが安全に通い学び過ごす権利の保障と地域の防災拠点としての役割が求められる。自然災害が激甚化している昨今、文部科学省は令和5年に「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」を発表し、水害リスクを踏まえた浸水対策並びに流域治水等に対して学校施設が担う役割を示したところである。「洪水&高潮&ため池浸水想定区域」へ、盛土造成で建設予定の新校の周辺地域への影響評価と安全対策、住民との合意形成について問う。

(回答)

影響評価に関しては、令和4年5月に福岡県が発表した年超過確率1000分の1の浸水想定区域に対して、造成工事をする事でどのように影響を及ぼすのか調査を行いました。

安全対策といたしましては、学校施設そのものに関しては、盛土による土地の嵩上げや建物の外構や基礎高によって、校舎内への浸水を防ぎます。

周辺地域への安全対策としては、運動場や駐車場の計画高を下げ浸水深の軽減を図ること、1000年確率の浸水だけに着目するのではなく、高頻度の雨への対応として、学校敷地内降雨については、30年確率の降雨に対応できる調整池の整備、事前避難や施設整備によらない平時の点検・確認、内水浸水想定区域図を基に、浸水被害の発生状況や浸水リスク等を勘案して対応を検討します。

合意形成に関しては、重要な課題だと認識しておりますが、多種・多様なご意見もあり、事業開始時に全ての皆様の合意形成は困難と考えております。事業を進めながらも理解が深められるよう努めてまいりたいと考えています。

※施設整備によらない平時の点検・確認

ため池の低水位管理、県への河川浚渫要望等のソフト面

※「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引き」P.5

最大規模降雨の浸水想定のみに着目すると、緊急時の安全対策以外に、何の浸水対策も施せないという結論に陥る可能性がある。

2 新1年生用学習教材について

SDGs未来都市福津市では、公平な教育環境の整備が求められる。憲法、教育基本法、学校教育法において義務教育は無償となっているが、本市における新1年生用学習教材の保護者の負担状況と学校及び市の対応について問う。

(回答)

義務教育の無償については、憲法で、「義務教育は、これを無償とする。」とされ、教育基本法、学校教育法では、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」とされています。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律では、「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」とされています。

つまり、公立学校において授業料と教科用図書が無償となります。それ以外の学習用教材に関しては、各学校で必要な教材を考え、保護者に購入を行っていただいています。